

公財み林号外
平成30年 6月 6日

林業事業体各位

公益財団法人みやぎ林業活性化基金
宮城県林業労働力確保支援センター
事務局 長
(公印省略)

平成30年度「みやぎの里山」ビジネス推進事業（安全講習・技能講習等助成支援）
実施要望調査について（依頼）

日頃、当公益財団業務の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当財団では、新規林業就業者及び自伐林家等の新たな担い手確保・育成や林業就業者等の
技術・技能の向上を支援し適切な森林整備の推進と木材生産の拡大による林業の成長産業化を図る
ことを目的に、素材生産作業に必要な「安全講習」・「技能講習等」の助成支援事業を予定してお
ります。

つきましては、当事業の実施について御希望がございましたら、別添「実施要望調書」に必要事
項を記載し、平成30年6月20日（水）までにファクシミリにより、事務局あて提出願います。

記

1 事業内容

安全講習・技能講習等助成支援事業

2 助成対象者

「林業に就業している者」及び自伐作業の対象者「自伐林家育成支援団体等により自伐林家と
して判断された者又は自伐型林業実施団体に所属する者」が行う、素材生産作業に必要な安全
講習、技能講習等を期間内（注1）に受講した者に受講料を助成（注2）する。

3 助成対象講習

別紙「実施要望調書」のとおり

ただし、自伐作業の対象者は助成対象講習のうち、④「車両系建設機械（整地・運搬・積込
用及び掘削用）運転技能講習」、⑧「伐木等機械の運転の業務に係る特別教育」は助成対象外とな
ります。

4 注意事項

（注1）講習受講期間は、平成30年6月4日から12月31日までとし、平成31年1月15日まで
に事務局へ申請書を提出された事業体に対して受講料の助成を予定。

（注2）他の補助事業との重複助成は認められません。また、旅費等は対象外です。

※なお、予算の範囲内での助成となることから、要望調査結果等により助成金の減額又は
要望に応えられない場合がありますので予めご承知願います。

宮城県林業労働力確保支援センター
担当：事務局員 佐藤（幸）
TEL：022-217-4307
FAX：022-226-8767

【ファクシミリ施行】

(FAX : 022-226-8767)

平成30年度「みやぎの里山」ビジネス推進事業
(安全講習・技能講習等助成支援)の実施要望調書

事業体名 : _____

電話番号 : _____

担当者名 : _____

助成対象講習

講習の種類	助成対象者数(人)	受講予定時期(月)
① 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育		
② 伐木等の業務に係る特別教育(安衛則第36条第8号 大径木等)		
③ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全衛生教育		
④ 車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習		
同上(一部免除)		
⑤ 不整地運搬車運転技能講習		
同上(一部免除)		
⑥ 小型移動式クレーン運転技能講習		
同上(一部免除)		
⑦ 玉掛け技能講習		
同上(一部免除)		
講習の種類	受講希望者数(人)	受講希望時期(月)
⑧ 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育		
⑨ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育		
⑩ 簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育		

※注1) 助成対象は、平成30年6月4日から平成30年12月31日までの期間内に受講した講習で、申請書が平成31年1月15日(火)までに事務局へ提出された事業体に対し受講料の助成を予定しています。